

事後開示事項

2020年7月3日

株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス

事後開示事項

2020年7月3日

東京都目黒区青葉台二丁目19番10号
株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス
代表取締役社長 吉田 直樹

株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス（以下「甲」といいます。）を吸収合併存続会社、株式会社パン・パシフィックリテールサポート（以下「乙」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「A合併」といいます。）を行い、また、甲を吸収合併存続会社、株式会社パン・パシフィックシェアードサービス（以下「丙」といいます。）を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「B合併」といいます。）を行ったところ、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条の規定に基づき、開示すべき事項は以下のとおりです。

1. 吸収合併が効力を生じた日

- A合併・・・2020年7月1日
- B合併・・・2020年7月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2

乙の株主からA合併をやめることの請求はありませんでした。また、丙の株主からB合併をやめることの請求はありませんでした。

(2) 会社法第785条

A合併において、乙の株主は甲のみであり、甲は乙の特別支配会社であることから、甲には乙の株式について買取請求権はありません。また、B合併において、丙の株主は甲のみであり、甲は丙の特別支配会社であることから、甲には丙の株式について買取請求権はありません。

(3) 会社法第787条

乙及び丙は新株予約権を発行しておりません。

(4) 会社法第789条

会社法第789条第2項の規定に基づき、2020年5月26日付官報により公告し（官報取扱店の過失により、公告内容の一部が誤って掲載されたため、2020年5月29日付で官報に訂正公告を掲載させております。）、また、会社法第789条第3項の規定に基づき、2020年5月26日から2020年6月26日までの間、電子公告の方法により公告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者は1名もありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法の規定による手続の経過

(1) 会社法第796条の2

A合併及びB合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、同法第796条の2ただし書の規定により、甲の株主には同法第796条の2本文に規定する吸収合併をやめることを請求する権利はありません。

(2) 会社法第797条

A合併及びB合併は、会社法796条第2項本文に規定する場合に該当するため、同法第797条第1項ただし書の規定により、甲の株主には同法第797条第1項本文に規定する株式買取請求権はありません。

なお、同法第797条第3項及び第4項の規定に基づき、2020年5月26日から2020年6月30日までの間、電子公告の方法により公告しましたが、所定の期間内にA合併及びB合併について反対する旨を通知した株主は1名もありませんでした。

(3) 会社法第 799 条

会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2020 年 5 月 26 日付官報により公告し（官報取扱店の過失により、公告内容の一部が誤って掲載されたため、2020 年 5 月 29 日付で官報に訂正公告を掲載させております。）、また、会社法第 799 条第 3 項の規定に基づき、2020 年 5 月 26 日から 2020 年 6 月 26 日までの間、電子公告の方法により公告しましたが、所定の期間内に異議を述べた債権者は 1 名もありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

A 合併を行ったことに伴い、甲は、乙より、その権利義務一切を承継いたしました。また、B 合併を行ったことに伴い、甲は、丙より、その権利義務一切を承継いたしました。

5. 会社法第 782 条第 1 項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面

甲は、乙及び丙より該当書面を引き継ぎ、別途、甲において保管しております。

6. 吸収合併による変更の登記をした日

2020 年 7 月 2 日

7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。